



村上市の雇用促進に関する協定書

村上市（以下「甲」という。）と株式会社リクルート（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、村上市内に所在する法人その他団体等（以下「所在法人」という。）の雇用促進、地域人口の増加及び定着等のために、甲及び乙が相互に連携して次条の協定内容に取り組むことにより、地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）所在法人の採用力強化に関すること
- （2）所在法人の多様な働き方の推進に関すること
- （3）移住を伴う産業人材の確保に関すること
- （4）所在法人への就労者・移住者の定着に関すること
- （5）所在法人の中小企業等における DX の推進に関すること
- （6）その他、地域活性化に資する取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（個別の合意）

第3条 本協定に関して、甲乙間で別途契約が必要な場合は、個別の条件を付して別に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年7月22日から令和7年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれからも変更する旨又は更新しない旨の申出がない場合、さらに1年間、同一条件で延長されるものとし、以降も同様とする。

（機密保持義務）

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定の有効期間の開始日の前後を問わず本協定に関して、相手方より秘密である旨の表示がなされた上で、開示された情報（以下「機密情報」という。）を複写、複製、破壊、改竄、第三者への開示及び漏洩、連携事項の遂行において認められた目的以外の目的での利用を行わないものとする。ただし、以下の各号の情報は機密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、公知である情報
- (2) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 甲及び乙は、機密情報への不当なアクセスあるいは機密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じるものとする。

3 甲及び乙が、国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、本条第1項の定めにかかわらず、当該公権力に対して当該機密情報を開示できるものとする。ただし、当該命令を受けた場合は、当該命令を受けた事実を遅滞なく相手方に通知し、可能な限り機密情報の機密性の保持に努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も前項に定める義務を負うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本協定により生じた権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとする。

(損害賠償義務)

第8条 甲及び乙は、本協定を履行するにあたり、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(協定継続の非保証等)

第10条 甲及び乙は、お互いがあらゆる面において独立した当事者であること、本協定書の締結によって、何らの権利も相手方に許諾するものでないこと、及び本協定が将来における継続的な協定の締結、協定の継続を約束するものでないことを相互に確認するものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第11条 本協定書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

- 2 本協定に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所（甲が被告となる場合は、新潟地方裁判所）とする。

(協議解決)

第12条 本協定書に定めのない事項が生じた場合又は本協定上の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、お互い誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

甲及び乙は、本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和6年7月22日

甲 村上市
新潟県村上市三之町1番1号

市長 高橋 邦芳 印

乙 株式会社リクルート
東京都千代田区丸の内1-9-2

代表取締役社長 北村 吉弘 印